

第1873号

2018年4月8日

日本共産党根室市議団
根室市宝林町4-203

TEL 23-6023

FAX 24-1684

3月定例会議会特集・3

今週の市議団ニュースでは、先週の橋本議員による一般会計予算審査に続き、鈴木議員による各事業・特別会計予算審査の主な内容についてお知らせします(順不同)。

事業会計とは、公営企業会計とも呼ばれるもので、根室市の場合には港湾整備事業、水道事業、下水道事業、病院事業が当てはまります。

特別会計とは、特定の収入をもって支出に充てる(例えば介護保険は被保険者からの保険料を収入とする)会計で、根室市の場合には市民交通傷害共済事業、国民健康保険、流通加工センター汚水処理事業、農業用水事業、介護保険、後期高齢者医療の6会計が当てはまります。

鈴木議員は、都道府県化によって根室市の国保税額がどのように変化するかについて質問しました。根室市の保険税額は、道内他都市と比較して高く設定されていたため、都道府県化によって引き下がる可能性がありました。しかし、新年度からの税額はほとんど変わらず、半数近い世帯では若干引き上がるということです。

鈴木議員はまた、国保税滞納者に対する市の対応について厳しく追及しました。

国民健康保険特別会計

国民健康保険(国保)

事業はこれまで市町村単位で行われてきましたが、新年度から財政運営は都道府県が行います。保険証の交付手続きや保険料の徴収などは引き続き

と、高い保険料は重い負担となります。

日本共産党議員団はこれまで、国保税滞納者に対しては機械的な対応ではなく、その状況を正しくつかみ、少しずつでも返納している方には差し押さえなどは執行しないことを議会のたびに求めてきており、国保行政側もその方向で対応してきました。ところが最近、

党議員団(議員と調査員)の調査で、少しずつ返納していた方にまで差し押さえを行っていたことがわかりました。また、とても「親身」とは思えない対応についても耳にしています。実際、昨年度の差し押さえ件数は一昨年度の約3倍に跳ね上がっています。

国保行政側は、滞納者への対応について、『他の被保険者との公平性』を理由にあげていますが、そこには、「相互扶助」の考え方が根底にあると指摘せざるを得ません。国保は社会保障です。被保険者は等しく医療を受ける権利を有していま

鈴木議員は、行政全体

で『国保は社会保障』であることを共通認識とし、これまでの議会でのやり取りで確認されている事項をしつかりと守ることを強く求めました。

病院事業会計

鈴木議員は、新年度の医師体制の変更にかかわって、内科については市民周知をしたが、整形外科は周知しなかった理由を問いました。

病院側は手続き上のミスと答弁。鈴木議員は、重要な情報公開はしっかりと行うように述べました。

新年度では、これまで病院長が病院事業管理者(病院設置者である市長と同等に近い権限を持つて病院を経営する。予算、人事にかかわる権限を持つ)を兼務していました。が、兼務が解かれることになりました。

鈴木議員は、「兼務が解かれることによって負担が軽減されるはず。『管理者補佐職』について見直す必要があるのではない

いか」と問いました。

病院側は、兼務が解かれて負担軽減になることは認められたものの、補佐職については、医師確保などで力を発揮してもらったために引き続き必要であるとの見解を示しました。

市立根室病院は、毎年多額の財源を一般会計から繰り入れなければ経営が成り立たない状態が続いています。もちろん、地域医療を支える公立のセンター病院として、「赤字」診療科目をかかえなければならず、その分を一般会計から補てんするのは当然です。しかし、その分を除いた、収支不足を補てんするための繰り入れについては減らしたいかなければなりません。病院の経営改善のためには、なんといつても常勤医師を確保することです。市立根室病院の経営改善に必要な常勤医師数は20名と言われています。鈴木議員は、これまでの医師確保の取り組みを質すとともに、今後のあり方について議論を行いました。